

# 川崎市公告第220号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和8年1月29日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1)件名 学校産業廃棄物(廃プラスチック類)処分業務委託
- (2)履行場所 受注者の指定する処分場所
- (3)履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4)委託概要 産業廃棄物(廃プラスチック類)の処分業務  
※ 詳細は仕様書によります。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物処分業」で登録されていること。
- (4) 2(3)の名簿において、地域区分「市内」または「準市内」で登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業であること。
- (6) 過去5年間に、本市又は他官公庁等において、類似の業務を受託した実績を有すること。なお、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (7) 川崎市産業廃棄物処分業の許可(産業廃棄物の種類に廃プラスチック類が含まれていること。)を受けていること。
- (8) 契約時に電子マニフェスト利用登録を完了していること。

## 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。

また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

### (1) 配布・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所南庁舎4階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室 管理担当 大澤

電話 044-200-3270

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年1月29日(木)～令和8年2月4日(水) 午前9時～正午、午後1時～午後4時

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(6)に示した資格に係る契約実績を証明するもの。

ウ 2(7)に該当する「産業廃棄物処分業許可証」の写し

※ 提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

※ 書類の提出に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により送付します。

(2) 交付日

令和8年2月6日(金)までに交付

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡

※ 郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和8年2月6日(金)～令和8年2月10日(火) 9時～12時、13時～16時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月13日(金)までに、全参加者宛てに電子メール又はFAXにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参による紙入札

入札金額は、単価で行います。見積もった単価を入札書に記載してください。

また本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積るものとしてください。

(2) 入札・開札の日時 令和8年2月17日(火) 14時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎302会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める

入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて  
有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、

又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもつて契約保証金の納付に変えること  
ができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の  
納付を免除します。

(3) 前払金 否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を  
要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト  
「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(2) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の  
定めるところによります。